

令和2年4月20日

新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育における  
教科書利用（授業動画配信等）について

標記のご利用に関するご相談につきまして、弊社では教科書著作権協会及び教科書協会からの通知に従いまして、以下のように対応させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策のための休校期間の授業代替手段として、現在示されている緊急事態宣言の期間中（令和2年5月6日）、当該学校・地区の採択教科書に掲載されている発行者が有する著作物を利用して作成した授業動画やプリント等を、当該児童生徒及び上記期間に限定して、学校又は教育委員会が自ら責任主体として行う複製、公衆送信又は配布に対し、特別の配慮として、教科書利用を無償許可します。（本件について発行者が権利を有する著作物利用に限定とし、第三者権利物の利用については本対応に含まれません。）

※詳細については「教科書著作権協会」ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.jactex.jp/>

なお、授業者及び児童生徒が主体となる授業目的の公衆送信につきましては、令和2年4月28日以降は、同日施行予定の改正著作権法第35条が適用されます。

※詳細については、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）のウェブサイトをご覧ください。<https://sartras.or.jp/>

株式会社 山川出版社